主 文

本件各上告を棄却する。

上告費用は上告人等の負担とする。

理 由

上告代理人栄木忠常、同小屋敏一の上告理由は末尾添附別紙記載のとおりである。 論旨第二点所論の判例は事実が異なるので本件に適切でない。論旨第一、二点所 論の各証拠によるも(その全文を通読すると)必ずしも所論不法行為の事実を認め なければならないことはないし裁判所は採用しない証拠につきー々採用しない理由 を説明しなければならないものではない。論旨第一、二点は結局原審が適法に為し た事実認定を非難するに帰する。論旨第三点は「被告が右事情を知つて居たことは これを認め難い」との原審の認定を非難しこれを前提とするものであるから結局認 定非難に帰し上告適法の理由とならない。

よつて民事訴訟法第四〇一条、第九五条、第八九条第九三条に従い裁判官全員の 一致で主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第三小法廷

判判長裁判官	井	上			登
裁判官	島				保
裁判官	河	村	又		介
裁判官	小	林	俊		Ξ
裁判官	本	村	善	太	郎